

平成 28 年度岩手県農地中間管理事業に係る担い手農業者との意見交換の概要

平成 29 年 3 月 31 日現在（第 4・四半期分）

期日	区 分	人数	主な意見等
4/1 ～ 6/30	担い手と 農地コーディネータ ー	330 人	・担い手が集落からいなくなった。
			・機構集積協力金の交付要件は変更しないでほしい。
			・機構集積協力金の交付要件が解りづらい。
			・任意組合から新たな法人への集積は、新規集積と看做して欲しい。
			・地域集積協力金は貸付割合をクリアした場合対象にして欲しい。
			・開渠、暗渠工を対象とした補助事業はないか。
			・10 万円程度の畦畔除去の補助事業が欲しい。
			・ほ場の区画が狭いので区画拡大をして欲しい。
			・相続登記を行政でできないか。
			・農用地利用配分計画の認可・公告を毎月実施してほしい。
			・集積はできたが集約が進まない。集約が重要。
			・貸借期間 10 年は長い。
			・賃料の口座引き落としは、契約毎でなく合計で。
			・法人にしたいがノウハウが無い。
			・規模拡大に伴い機械の更新が必要となるが先行きが不透明。
			・除染事業で草地更新をした結果、搾乳量が増えた。
			・後継者の嫁が欲しい。
			・今借りている農地も解約して、機構を通し貸借したい。
農業委員と 機構本社担当者	30 人 ×2 回	・農地耕作条件改善事業を実施したいので窓口を教えて。(A：当該農地のある土地改良区に相談のこと)	
		・平成 31 年度以降も機構集積協力金交付事業は継続されるか。(A：今のところ不明)	
		・機構集積協力金の単価が今回変更になったが、5 年、10 年継続するような制度にしてほしい。(A：そのような意見があることを、関係機関等に伝えていきたい。)	
認定農業者と 機構本社担当者	30 人	・農業振興地域外の自作地（10a 以上）があっても、経営転換協力金の交付対象となるか。(A：一定の条件を満たしていれば対象となる。)	
		・機構が借入してから貸付けるまでの手続きに時間がかかる。短縮できないか。(A：先に示している借入・貸付年間スケジュールで行いたい。)	
		・農業委員が全ての農地を把握しているわけではないので、担い手も農地の状況を把握できるような仕組みがあれば良い。	

<p>7/1 ～ 9/30</p>	<p>担い手と 農地コーディネータ ー</p>	<p>230 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の不在村地主がなかなか貸借に応じない。 ・未相続農地の貸借期間を見直して欲しい。 ・中山間の小区画が多く作業効率が悪い。 ・規模拡大はしたいが現在の農産物価格では厳しい。 ・中山間地の施設型作物への支援が欲しい。 ・規模拡大はしたが分散錯圃を解消して欲しい。 ・担い手への支援が欲しい。 ・規模拡大（25ha）はそろそろ限界にきている。 ・農機具が高すぎて更新できない。 ・作業効率を上げるため大区画ほ場にして欲しい。 ・借りて欲しいとの相談があるが条件不利地で難しい。 ・米の販売だけでは経営が難しいので6次産業化に目を向けたい。 ・区画が小さいので畦畔除去をして欲しい。 ・担い手がない。 ・中山間地では畦畔の草刈だけで大変だ。 ・不在村地主の農地を管理しているが条件が悪く大変。 ・牧草地の借入を増やしたい。（酪農家） ・協力金の条件を緩和して欲しい。 ・鳥獣被害に苦慮している。 ・離農農家が増え農道等の管理が難しくなっている。 ・農業に魅力がなくなった。 ・法人の立ち上げには賛成するが担い手がない。 ・営農に対する資金調達をセットで指導して欲しい。 ・特定農作業受委託契約を農地中間管理事業に切り替えたい。
<p>10/1 ～ 12/31</p>	<p>担い手と 農地コーディネータ ー</p>	<p>253 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手はまとまった農地は借り受けるが、小面積は残り地域の景観に影響がでている。 ・1筆でもまとまった農地（1ha 以上）は協力金の交付対象にして欲しい。 ・後継者がいないので規模拡大は限界。 ・ほ場が分散していて作業効率が悪い。 ・条件の悪い農地は返還したい。 ・協力金の交付基準の変更を受けて、短期間で変更がある事業は信用できない。 ・米価、飼料米等の政策が不透明では規模拡大に不安を感じる。 ・兼業農家ほど相続登記未了が多く機構の貸借に繋がらない。 ・法人化をしたいので、指導を願う。 ・集落営農組合の構成員が高齢化している。

			<ul style="list-style-type: none"> ・希望する牧草地が見つからない。 ・集約化が必要。 ・農業をみんなで守る仕組みが必要。 ・中山間地域は耕作放棄地が増加するだろう。 ・小規模の土地改良事業が欲しい。 ・基幹作業を受託しているが、借入は難しい。 ・貸借も売買も機構経由だとストレスなく安心できる。 ・通年雇用対策が必要。 ・法人化を計画しているが、未整備の中山間ほ場の扱いが課題。 ・中山間地域の担い手に対する特別な支援が必要。
1/1 ～ 3/31	担い手と 農地コーディネータ ー	251人	<ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水事業の単価の見直しは、機構の貸借に繋がらない。国に強く要望して欲しい。 ・相対契約を機構契約に乗り換えたいが、所有者と連絡がとれない。 ・土地改良法の改正に期待している。 ・売買した場合農業委員会から土地改良区に権利移動の通知をして欲しい。 ・団塊の世代の後の担い手の掘起しが課題。 ・貸しはがし的な配分は止めて欲しい。 ・中山間地域の基盤整備を早く進めるため、新事業に期待する。 ・現在の契約満了後、機構貸借としたい。 ・新土地改良事業に期待しているが、中山間地域でも使える制度にして欲しい。 ・畦畔を除去したいが、地主の同意が得られない。 ・新しい政策がでていますが、中山間農業を生き抜くためには厳しいことが多い。 ・売買事業で宅地もセットで扱って欲しい。 ・中山間地域では草刈が大変で規模拡大できない。 ・賃料、水利費が高いため、なんらかの助成が欲しい。